

新旧対照表

○神奈川県建築基準法施行細則

新	旧
<p>(建築計画概要書等の写し等の交付請求)</p> <p>第30条 条例第52条の18の2の規定により建築計画概要書等の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写しの交付請求書(第19号様式)を、次の各号に掲げる建築計画概要書等の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書 当該請求に係る建築物、工作物又は建築設備(次項及び第3項において「建築物等」という。)の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の長</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、条例第52条の18の2の規定により建築計画概要書等の写し又は台帳記載事項証明書の交付を請求しようとする者が建築計画概要書等閲覧交付システム(建築計画概要書等の閲覧及び建築計画概要書等の写し又は台帳記載事項証明書の交付を行うための情報システムで、県土整備局建築住宅部建築指導課が所管するものをいう。以下この項において「システム」という。)に接続された端末機器を操作する方法により当該請求をする場合にあっては、当該請求に係る建築物等を特定する情報その他必要な事項をシステムに入力しなければならない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(建築計画概要書等の写し等の交付請求)</p> <p>第30条 条例第52条の18の2の規定により建築計画概要書等の写しの交付を請求しようとする者は、建築計画概要書等の写しの交付請求書(第19号様式)を、次の各号に掲げる建築計画概要書等の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分等の概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書 当該請求に係る建築物、工作物又は建築設備(次項において「建築物等」という。)の所在地に係る別表の左欄に掲げる区域の別に応じ、当該右欄に掲げる事務所の長</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>3 (略)</p>

新		旧	
第21号様式（第30条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）		第21号様式（第30条関係）（用紙 日本産業規格A 4 縦長型）	
台帳記載事項証明書		台帳記載事項証明書	
年 月 日		年 月 日	
(削除)		殿	
神奈川県 土木事務所長印		神奈川県 土木事務所長印	
次の事項は、建築基準法施行規則第6条の3第1項第 号に規定する台帳（ ）に記載されていることを証明します。		次の事項は、建築基準法施行規則第6条の3第1項第 号に規定する台帳（ ）に記載されていることを証明します。	
1	確認年月日・番号	年 月 日 第 号	
2	検査済証発行年月日・番号	年 月 日 第 号	
3	建築主氏名		
4	地名地番		
5	備考		
<b>注意事項</b> この証明書は、台帳に記載されていることを証明するものであり、必ずしも現在の法律に適合していることを証明するものではありません。		<b>注意事項</b> この証明書は、台帳に記載されていることを証明するものであり、必ずしも現在の法律に適合していることを証明するものではありません。	